

小樽市いなきた児童館
小樽市とみおか児童館
小樽市塩谷児童センター

指定管理者募集要項

令和8年7月
小樽市こども未来部

目 次

I 児童館等の概要	
1 設置の背景	1
2 施設の概要	1
II 管理に当たっての条件	
1 指定管理業務の範囲	2
2 指定管理業務に要する経費	3
3 指定の期間	3
4 管理の基準	3
5 役割及びリスクの分担	5
III 応募条件	
1 共通事項	5
2 個別事項	6
IV 申請の手続	
1 提出書類	7
2 申請書の提出	7
3 公募説明会の開催	8
4 質問事項の受付	8
5 留意事項	8
V 選定方法	
1 審査基準	9
2 選定手続	9
3 選定結果の通知、公表	10
4 スケジュール	10
VI 協定の締結	
1 協定に盛り込む事項	10
2 協定の締結に際し必要な事項	10
3 協定が締結できない場合の措置等	10
VII 事業実施状況の監視等	
1 施設利用者のアンケート等の実施	11
2 帳簿書類等の提出要求	11
VIII その他の事項	
1 業務の継続が困難になった場合等の措置	11
2 事業の引継ぎ	11
3 暴力団等の排除について	11
4 その他の協議すべき事項	12

(様式)

公の施設指定管理者指定申請書（様式第1号）
誓約書
事業計画書
施設管理に係る収入及び支出見積書
放課後児童クラブ運営に係る収入及び支出見積書
質問票

小樽市児童館等指定管理者募集要項

小樽市では、平成11年に小樽市いなきた児童館を、昭和47年に小樽市総合福祉センター児童館（平成11年9月1日に小樽市とみおか児童館に名称変更。）を、昭和57年に小樽市塩谷児童センターを「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする施設」として、市民の利用に供してきたところです。

平成18年度から小樽市いなきた児童館、小樽市とみおか児童館、小樽市塩谷児童センター（以下「児童館等」という。）の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び小樽市児童厚生施設条例（平成17年小樽市条例第38号）第4条の規定に基づき、各児童館等の管理に関する業務を行う指定管理者制度を導入しておりますが、現在の指定期間が令和8年度末で満了となります。令和9年度からの各児童館等の管理に関する業務を一括して行う指定管理者の募集を行います。

I 児童館等の概要

1 設置の背景

小樽市いなきた児童館は、稲北地区第一種市街地再開発事業により平成9年12月に、商業施設、コミュニティ施設、公営住宅、共同住宅、駐車場とともに複合施設の一つとして建設着工され、「児童に健全な遊びを与え、集団あるいは個別に指導し、児童の健康の増進と情操を豊かにすることに寄与する施設」として、平成11年9月にオープンしました。

小樽市とみおか児童館は、市民福祉の向上を図るため設置された小樽市総合福祉センター内に、「児童に健全な遊びを与え、集団あるいは個別に指導し、児童の健康の増進と情操を豊かにすることに寄与する施設」として、昭和47年4月にオープンしました。その後、令和7年7月に旧勤労女性センター建物へ移転し、単独施設となりました。

小樽市塩谷児童センターは、社会福祉施設等施設整備費補助事業により昭和57年7月に施設の建設に着工し、「児童に健全な遊びを与え、集団あるいは個別に指導し、児童の健康の増進と情操を豊かにすること、さらに遊びを通して運動に親しむ習慣をつけ体力増進を図ることに寄与する施設」として、同年12月にオープンしました。

2 施設の概要

【小樽市いなきた児童館】

- | | |
|------------|---|
| (1) 名称 | 小樽市いなきた児童館 |
| (2) 所在地 | 小樽市稲穂5丁目10番1号
小樽市いなきたコミュニティセンター内（4階） |
| (3) 種別 | 小型児童館 |
| (4) 施設等の概要 | |
| ア 建物延床面積 | 189.46㎡ |
| イ 建物構造 | 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根10階建地下付塔屋付 |
| ウ 施設内容 | 集会室(39.15㎡)、遊戯室(98.56㎡)、図書室(41.35㎡)、
物品庫(10.40㎡) |
- ※いなきたコミュニティセンター事務室の一部を
いなきた児童館事務室として共用しています。

【小樽市とみおか児童館】

- | | |
|---------|----------------|
| (1) 名称 | 小樽市とみおか児童館 |
| (2) 所在地 | 小樽市花園2丁目10番18号 |

- | | |
|------------|---|
| (3) 種別 | 小型児童館 |
| (4) 施設等の概要 | |
| ア 敷地面積 | 508.29㎡ |
| イ 建物延床面積 | 673.63㎡ |
| ウ 建物構造 | 鉄筋コンクリート造陸屋根4階建塔屋付 |
| エ 施設内容 | 集会室1(64.63㎡)、集会室2(63.25㎡)、集会室3(38.78㎡)、
遊戯室1(55.41㎡)、遊戯室2(63.25㎡)、図書室(31.79㎡)、
事務室(20.84㎡)、トイレ(43.96㎡)、玄関(8.12㎡)、
ホール・廊下(133.23㎡)、授乳スペース(2.7㎡)、
相談室(9.49㎡)、ボイラー室(18.98㎡)、給湯室(19.91㎡)、
階段(41.91㎡)、物品庫(57.38㎡) |

【小樽市塩谷児童センター】

- | | |
|------------|--|
| (1) 名称 | 小樽市塩谷児童センター |
| (2) 所在地 | 小樽市塩谷1丁目23番7号 |
| (3) 種別 | 児童センター |
| (4) 施設等の概要 | |
| ア 敷地面積 | 2,353.68㎡ |
| イ 建物延床面積 | 311.75㎡ |
| ウ 建物構造 | 鉄骨造亜鉛鉄板平屋建 |
| エ 施設内容 | 集会室(57.75㎡)、遊戯室(135.00㎡)、図書室(35.00㎡)、
トイレ(13.00㎡)、事務室(15.75㎡)、玄関(10.50㎡)、
器具庫(12.25㎡)、物入(1.25㎡)、給湯室(1.88㎡)、
水飲み場(6.37㎡)、ホール(23.00㎡) |

Ⅱ 管理に当たっての条件

1 指定管理業務の範囲

指定管理者は、次の業務を行うこととします。

詳細は、別に定める「小樽市児童館等指定管理業務仕様書」に従い実施することとします。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条に規定する目的を達成するために必要な業務
児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とします。
- (2) 児童館等の施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務（次に掲げる施設等の保守点検、清掃、警備、消耗品等の調達等の業務をいう。）。ただし、市長と指定管理者との協議により定めるものを除く。
 - ア 保守管理業務
 - イ 備品等の保守管理業務
 - ウ 保安警備業務
 - エ 施設保全業務
 - オ 消耗品の管理業務
- (3) 児童館等の利用の承認及びその取消し等に関する業務
 - ア 児童館等の利用の受付及び承認（取消しを含む。）に関する業務
 - イ 施設の利用案内に関する業務
 - ウ その他
- (4) その他児童館等の設置の目的を達成するために必要な業務
 - ア 事業計画書及び収支計算書（予算書）の作成
 - イ 事業実績報告書及び収支決算書の作成

- ウ 利用統計（施設利用者数等の集計及び分析、小樽市への報告並びに業務への反映）
- エ 指定管理業務に付帯する事務の執行に関する業務
- オ 施設運営の改善に関する業務

塩谷児童センターにおいては、上記の他に、児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業の運営業務の委託を条件とします。

(1) 業務の内容

指定管理者は、「小樽市放課後児童クラブ運営要綱」及び「小樽市塩谷児童センター放課後児童クラブ管理要領」に基づき、児童館等の放課後児童クラブ運営業務を行います。

(2) 業務仕様書（別添参照）

「小樽市塩谷児童センター放課後児童クラブ運営業務仕様書」

(3) その他

指定の期間中に放課後児童クラブの開設等の条件が変更になる場合があります。

2 指定管理業務に要する経費

(1) 小樽市が支払う管理費用

小樽市は、児童館等の指定管理業務に要する経費（以下「管理費用」という。）として、事業計画書で提案いただいた金額を参考に協定を締結し、協定で定めた管理費用を指定管理者に支払います。

（放課後児童クラブ運営に係る経費については、提出いただいた見積書を参考に、別途委託契約を締結し、委託経費を指定管理者に支払います。）

(2) 管理口座

管理経費は、指定管理者となる法人本部の事業に係る口座とは別の口座で管理することとします。

(3) その他

いなきた児童館については複合施設であり、共益費（管理費用）の支払いがあります。

※「施設管理に係る収入及び支出見積書」の共益費について、小樽市いなきた児童館は1,077千円（令和7年度実績）で見積もってください。

3 指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までとします。

4 管理の基準

(1) 開館時間

児童館等の開館時間は、午前10時から午後5時までとします。ただし、市長又は指定管理者が、必要があると認めるときは、市長と指定管理者との協議により、開館時間を変更することができます。

(2) 休館日

児童館等の休館日は次のとおりとします。ただし、市長又は指定管理者が、必要があると認めるときは、市長と指定管理者との協議により、休館日を変更し、又は臨時に開館し若しくは休館することができます。

ア 小樽市いなきた児童館及び小樽市塩谷児童センター

日曜日、12月29日から翌年の1月3日までの日

イ 小樽市とみおか児童館

月曜日、12月29日から翌年の1月3日までの日

(3) 利用料金

児童館等の利用料は、無料とします。

(4) 目的外の使用

児童館等は、目的外に使用することはできませんが、施設の用途又は目的を妨げない限度において目的外に使用することができます。

この場合、あらかじめ市長の許可を受けなければならないこととします。

(5) 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、本事業を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

ただし、指定管理業務の一部について、あらかじめ小樽市が認めた場合は、この限りではありません。

(6) 関係法令の遵守

指定管理者は、次に掲げる法令等及びこれらと関連する法令等を遵守し、業務を遂行することとします。

ア 地方自治法

イ 児童福祉法

ウ 小樽市児童厚生施設条例

エ 小樽市児童厚生施設条例施行規則（平成17年小樽市規則第49号）

オ 児童館の設置運営について（平成2年厚生事務次官通知）

カ 児童館の設置運営について（平成2年厚生省児童家庭局長通知）

キ 児童館ガイドラインの改正について（令和6年こども家庭庁長官通知）

ク 北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第108号）

ケ 労働基準法（昭和22年法律第49号）

コ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

サ 消防法（昭和23年法律第186号）

シ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）

ス 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）

セ その他関係法令（施設の安全確保のための各種規制法令等）

(7) 個人情報の取扱い

指定管理者は、指定管理業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う場合は、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講ずることとします。指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても同様とします。

(8) 情報公開

指定管理者は、小樽市情報公開条例（平成18年小樽市条例第52号）に基づき、小樽市を通じて、管理業務の実施に当たり保有する文書の閲覧等の請求があったときは、速やかに応じなければなりません。

(9) 文書の管理・保存

指定管理業務を行うに当たり作成し、又は受領した文書等は、小樽市文書事務取扱規程（平成15年小樽市訓令第6号）に基づいて、適正に管理し、及び保存することとします。

また、指定期間終了時に、小樽市の指示に従って引き渡すこととします。

(10) 守秘義務

指定管理者は、施設の管理を行うに当たり、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用することはできません。指定期間が終了し若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後も同様とします。

(11) 環境への配慮

指定管理者は、指定管理業務を行うに当たっては、次のような環境への配慮に留意することとします。

- ア 環境に配慮した商品及びサービスの購入の推進並びに廃棄物の適正処理
- イ 電気、ガス等のエネルギー使用量の削減
- (12) 感染症等対策の管理、徹底
感染症等が発生した場合を想定し、速やかな対応ができる業務体制を整えるとともに、感染症等の感染拡大を防止するための管理等を行うこと。
- (13) 職員の配置等
指定管理者は、施設の管理を行うに当たり、北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第54条の規定に基づく職員を配置しなければなりません。
また、児童館等の運営が円滑に遂行されるよう職員の勤務形態に配慮するとともに職員の資質向上に努めなければなりません。
- (14) 事業計画書及び収支計算書（予算書）の提出
毎年度10月末日までに、次年度の指定管理業務に係る事業計画書及び収支計算書（予算書）について、小樽市と調整を図った上で作成し、提出するものとします。
- (15) 事業実績報告書の提出
指定管理業務に係る事業実績報告書を作成し、事業年度終了後2か月以内に小樽市に提出するものとします。

5 役割及びリスクの分担

役割及びリスク分担の基本的な考え方は、次のとおりとします。なお、詳細については協定を締結する際に定めることとします。

項 目	指定管理者	小樽市
施設等の維持管理	○	
施設等の補修	○（修繕）	○（改修）
安全衛生管理	○	
必要な備品及び消耗品の購入及び管理	○	
事故、火災等による施設等の損傷	○（責めに帰する場合）	○
事故、火災等による利用者への責任	○（責めに帰する場合）	○
災害復旧		○
施設賠償保険(全国市有物件災害共済会)		○
施設管理者賠償責任保険	○	
包括的管理責任		○
不可抗力		○

※「施設管理に係る収入及び支出見積書」の修繕料について、小樽市いなきた児童館は50,000円で、小樽市とみおか児童館は150,000円で、小樽市塩谷児童センターは200,000円で見積もってください。また、修繕に当たっては小樽市と事前に協議する（緊急の場合を除く）こととし、修繕料の過不足額は年度末に協議の上、必要に応じて精算することとします。

※不可抗力とは地震、暴風、豪雨、洪水、火災、感染症その他市又は指定管理者のいずれの責めに帰すことのできない自然的又は人為的な現象に伴う、施設（市営住宅等）の復旧に要する経費の増加及び事業の履行不能な状態を指します。

Ⅲ 応募条件

1 共通事項

- (1) 応募の対象は、法人若しくは法人以外の団体又はグループ（以下「法人等」という。）とし、個人での応募は受け付けません。
また、次の事項に該当する法人等（法人以外の団体又はグループにあっては、その代表者）

は、応募することができません。

- ① 公の施設の管理を行わせるに当たっての協定を締結する行為能力を有せず、又は破産者で復権を得ないこと。
- ② 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定管理者の指定の取消しを受け、その取消しの日から4年を経過していないこと（法人以外の団体の代表者が同項の規定による指定管理者の指定の取消しを受けたことがある法人以外の団体の代表者であった場合を含む。）。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により、市が行う一般競争入札又は指名競争入札に参加することができないこと。
- ④ 小樽市税又は消費税及び地方消費税に滞納があること。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその利益となる活動を行っている団体（以下「暴力団等」という。）であること又は法人等の代表者若しくは役員が暴力団等の構成員であること。

※上記⑤については、小樽市が公の施設指定管理者指定申請書の提出を受けた法人等の状況について、必要に応じ関係機関に確認することがあります。

※グループでの応募についての留意事項

- ・「グループ」とは、複数の法人又は法人以外の団体で構成する団体をいいます。
- ・グループで応募する場合は、代表する法人を定めなければなりません。
- ・単独で応募した法人等は、同時にグループでの応募の構成員になることはできません。
- ・同時に複数のグループの構成員になることはできません。
- ・法人以外の団体については、グループの構成員となることはできますが、その代表者になることはできません。
- ・グループの構成員の代表者は、児童福祉法第40条に規定する目的を達成するための主たる業務を行うとともに、下記の「2 個別事項」の条件を満たしていなければなりません。

2 個別事項

応募する法人等は、次の条件を満たしている必要があります。

- (1) 小樽市内に事務所（本店、本社、支店、営業所等）を有する又は選定後小樽市内に事務所を設けることができる次のいずれかに該当する法人等であること。（緊急時に迅速な対応がとれること。）
 - ① 公益社団法人、公益財団法人
 - ② 社会福祉法人
 - ③ 次の要件を満たす上記①及び②以外の者
 - ア 児童館を設置及び運営するために必要な経済的基礎があること。
 - イ 社会的信望を有すること。
 - ウ 実務を担当する幹部職員に、児童福祉及び社会福祉事業についての知識経験を有する者を含むこと。
 - エ 児童館の運営事業の経理区分が明確にできる等、財務内容が適正であること。
 - ④ ③の各要件は、「児童館の設置運営について（平成2年8月7日児発第967号厚生省児童家庭局長通知）4設置及び運営の主体」に規定されている要件を満たしていること。
- (2) とみおか児童館、塩谷児童センターについては、防火管理者（甲種）を配置できること。

IV 申請の手続

1 提出書類

申請に当たっては、次の書類を提出してください。

- ① 公の施設指定管理者指定申請書
- ② 児童館等についての事業計画書（施設ごと）
- ③ 施設管理に係る収入及び支出見積書
※記載例を参考に、詳細な内訳及び積算根拠を示してください。
- ④ 会社概要書、営業経歴書その他法人等の活動内容及び沿革を明らかにする書類
- ⑤ 直近2事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（これらを作成していない場合にあつては、その他の財務諸表）の写し
- ⑥ 法人にあつては、法人の登記事項証明書（これを複写したものを含み、提出日前2か月以内に交付されたものに限る。）
- ⑦ 法人以外の団体にあつては、その役員の役職名、氏名及び住所を明記した書類並びにその代表者の住民票の写し（これを複写したものを含み、提出日前2か月以内に交付されたものに限る。）
- ⑧ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類するもの
- ⑨ 小樽市税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことを証明する書類（これらを複写したものを含み、提出日前1か月以内に交付されたものに限る。）
※納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書
- ⑩ 誓約書（別添「様式集」確認）
- ⑪ グループでの応募の場合は、その構成員を記載した書類
- ⑫ グループを構成する団体については、すべての構成員の関係書類（上記④から⑩の書類）
※法人以外の団体がグループの構成員になっているときには、当該団体の役員の役職名、氏名及び住所を明記した書類並びにその代表者の住民票の写し（これを複写したものを含み、提出日前2か月以内に交付されたものに限る。）
- ⑬ 施設の管理に当たって資格、免許等を有する者が必要となる場合にあつては、その者が当該資格、免許等を有することを証明する書類

2 申請書の提出

申請書は持参又は郵送により受け付けるものとし、受付期間、場所等は次のとおりとします。
なお、電子メール、ファクシミリでの提出は受け付けません。

(1) 受付期間

令和8年9月1日（火）から令和8年9月16日（水）まで

(2) 受付場所

ア 持参する場合

小樽市こども未来部子育て支援課放課後児童係 担当 宮田
（小樽市花園2丁目12番1号 小樽市役所別館5階）
土曜、日曜及び休日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 郵送の場合の送付先

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号
小樽市こども未来部子育て支援課放課後児童係
書留郵便等により令和8年9月16日（水）までの消印のものを受付

(3) 申請書類の提出部数

正本1部 副本2部

3 公募説明会の開催

募集に関する説明会を、次のとおり開催します。説明会において、施設に関する資料を配布します。

- ① 開催日時 令和8年8月6日（木） 午前10時から
- ② 開催場所 小樽市とみおか児童館 3階 集会室③
(小樽市花園2丁目10番18号)
- ③ 参加人数 一団体当たり2名以内とします。
- ④ 参加申込先 8月5日（水）正午までに申請書の提出先に連絡してください。

4 質問事項の受付

募集要項に関する質問がある場合は、令和8年8月3日（月）から令和8年8月18日（火）までに書面で問合せ先に、持参又は送付（FAX、電子メール可）してください。

回答は、FAX又は電子メールで行うとともに、小樽市のホームページでQ&Aを公表します。

5 留意事項

- (1) 申請書等の補正
提出書類は、受付期間内に限り補正することができます。
- (2) 申請書等の取扱い
申請書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、小樽市は、指定管理者の選定事務に関連して必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
なお、申請書等は、理由のいかんにかかわらず返却しません。
- (3) 提供した資料の取扱い
小樽市が提供した資料等は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的内であっても、小樽市の承諾を得ることなく、第三者に対し使用させ、又は内容を提示することを禁じます。
- (4) 申請の辞退
申請後に辞退する場合は、辞退届（様式は自由）を提出してください。
- (5) 虚偽の記載をした場合
申請書等に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (6) その他
申請にあたっての費用は、申請者の負担とします。
申請書等は、情報公開の請求により開示することがあります。

V 選定方法

申請者から提出された申請書等の審査は、小樽市公の施設指定管理者選考委員会において候補者を選定し、議会の議決を経て小樽市が指定管理者を指定します。

1 審査基準

審査における評価項目、主な評価の視点及び配点は以下のとおりです。

評価項目		主な評価の視点	配点
1 施設の管理を安定して行うことができること			
	①申請者の経営状況	・財務状況が施設の管理を行う上で十分なものか	35
	②施設管理に必要な人材配置	・職員配置の計画は適正か ・職員の研修内容は適切か ・職員の雇用について小樽市内からの雇用に配慮しているか	
	③施設管理の安全性	・防犯、防災、感染症等の対策は適切か ・緊急時の体制、対策は適切か ・施設設備の保守、管理対策は適切か	
2 施設の効果的かつ効率的な管理ができること			
	①事業計画の内容	・事業計画に施設設置目的が反映されているか ・実施可能な事業計画か ・関係法令、条例等の規定を遵守しているか ・利用者へのサービス向上が図られているか ・自主事業の提案内容はどうか ・独自の発想に基づく提案となっているか ・運営に対する熱意があるか ・環境への配慮がされているか ・各児童館、児童センターの連携が図られているか	45
	②管理経費の縮減	・管理経費の縮減が図られているか ・実施可能な見積書か	
	③管理実績	・類似施設の運営実績はどうか ・運営に必要な情報、知識、ノウハウ等を持っているか	
3 施設の使用について、公正性及び公平性の確保ができること			
	①利用の平等性	・利用者の平等利用が確保されているか	20
	②個人情報保護の施策	・個人情報の保護は図られているか	
	③利用者ニーズの把握、関係団体との連携、苦情処理	・利用者ニーズの把握が適切に行われるか ・各種団体との連携が図られているか ・障害者等への配慮がされているか ・利用者からの苦情に対する対応は適切か	

2 選定手続

提出された申請書及び添付書類について審査します。

提出していただいた申請内容について、後日プレゼンテーションを行っていただき、ヒアリングをさせていただきます。

※プレゼンテーション当日に、説明資料等の提出及び配布はできません。

3 選定結果の通知、公表

指定候補者の選定結果については、令和8年10月末までに、申請者全員に対し通知します。ただし、正式な指定通知については、議会の議決後に行うこととなっておりますので、改めて、申請者全員に対し結果を通知します。

また、指定候補者の選定結果は、市のホームページに掲載しますが、掲載に当たっては、応募のあった全法人等の名称及び審査基準に基づく評価結果（評価点数）を公表いたしますので、あらかじめ御了承願います。

4 スケジュール

令和8年7月31日（金）	募集の告示及び募集要項等の配布
令和8年8月3日（月）～8月18日（火）	質問事項の受付
令和8年8月6日（木）	公募説明会
令和8年8月25日（火）	質問事項の回答
令和8年9月1日（火）～9月16日（水）	申請受付
令和8年10月	候補者の選定
令和8年12月	市議会による議決及び指定管理者の 指定告示 指定決定の通知 (指定決定者以外には指定結果の通知)

VI 協定の締結

指定管理者の指定の後に、指定管理業務の実施に関し、協定を締結するものとします。

1 協定に盛り込む事項

- ① 管理業務の具体的内容及び執行基準
- ② 協定の有効期間
- ③ 事業年度
- ④ 管理費用
- ⑤ 施設の維持管理及び損害賠償等に関する経費負担等
- ⑥ 施設使用についての事項
- ⑦ 指定管理業務に係る実地調査、報告、資料の提出についての事項
- ⑧ 禁止事項
- ⑨ 届出事項
- ⑩ 事故、災害等による損害賠償等に関する事項
- ⑪ 個人情報保護、情報公開、行政手続等に関する事項

※ 協定は、指定期間全体を通して適用する事項を定める「基本協定」と、必要に応じて年度ごとに取り決めるべき事項を定める「年度協定」を締結します。

2 協定の締結に際し必要な事項

協定の締結に際し必要な事項については、小樽市と指定管理者が協議の上、定めることとします。

3 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が協定の締結までの間において、次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すことがあります。

ア 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき

- イ 財務状況の悪化等により、指定管理業務の履行が確実にないと認められるとき
- ウ 著しく社会的信用を損なうなど、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき

Ⅶ 事業実施状況の監視等

1 施設利用者のアンケート等の実施

指定管理者は、児童館等利用者の利便性の向上等を図る観点から、アンケート調査、意見箱の設置等の方法により、児童館等利用者の意見、苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について小樽市に報告するものとします。

2 帳簿書類等の提出要求

監査委員等が小樽市の事務の監査をするために必要があると認める場合は、指定管理者に対して帳簿書類その他の記録の提出を求めることがあります。

Ⅷ その他の事項

1 業務の継続が困難になった場合等の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに小樽市に報告するものとし、その場合の措置については、次のとおりとします。

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、小樽市は、指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができることとします。この場合において、指定管理者がその期間内に改善することができなかった場合等には、小樽市は、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

(2) 指定が取り消された場合等の賠償

上記(1)により指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部若しくは一部が停止された場合は、指定管理者は、小樽市に生じた損害を賠償するものとします。

(3) 不可抗力等による場合

不可抗力その他小樽市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合は、小樽市と指定管理者は、業務継続の可否等について協議を行い、継続が困難と判断した場合には、小樽市は、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

(4) 災害等緊急時の場合

災害等緊急時においては、小樽市が当該施設を使用することができるものとし、小樽市の指示に従って、指定管理者は、施設の管理を行うものとします。

2 事業の引継ぎ

指定期間の終了又は指定の取消しにより次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、円滑な引継ぎに協力するものとします。

3 暴力団等の排除について

指定管理者が次のいずれかに該当する場合には、小樽市は指定管理者の指定の取消しができるものとします。

- ① 役員等が暴力団員であるとき
- ② 暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」）が経営に関与しているとき

- ③ 役員等が暴力団等を利用するなどしたとき
- ④ 役員等が、暴力団等に資金等を供給し、その他経済的な便宜を図ったとき
- ⑤ 役員等が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- ⑥ 再委託又は物品購入等その他の契約にあたり、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、契約を締結したとき
- ⑦ ①から⑤までのいずれかに該当する者を再委託等の契約の相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除く）に、小樽市が指定管理者に対して当該契約の解除を求め、指定管理者がこれに従わなかったとき

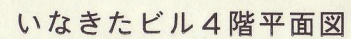
4 その他の協議すべき事項

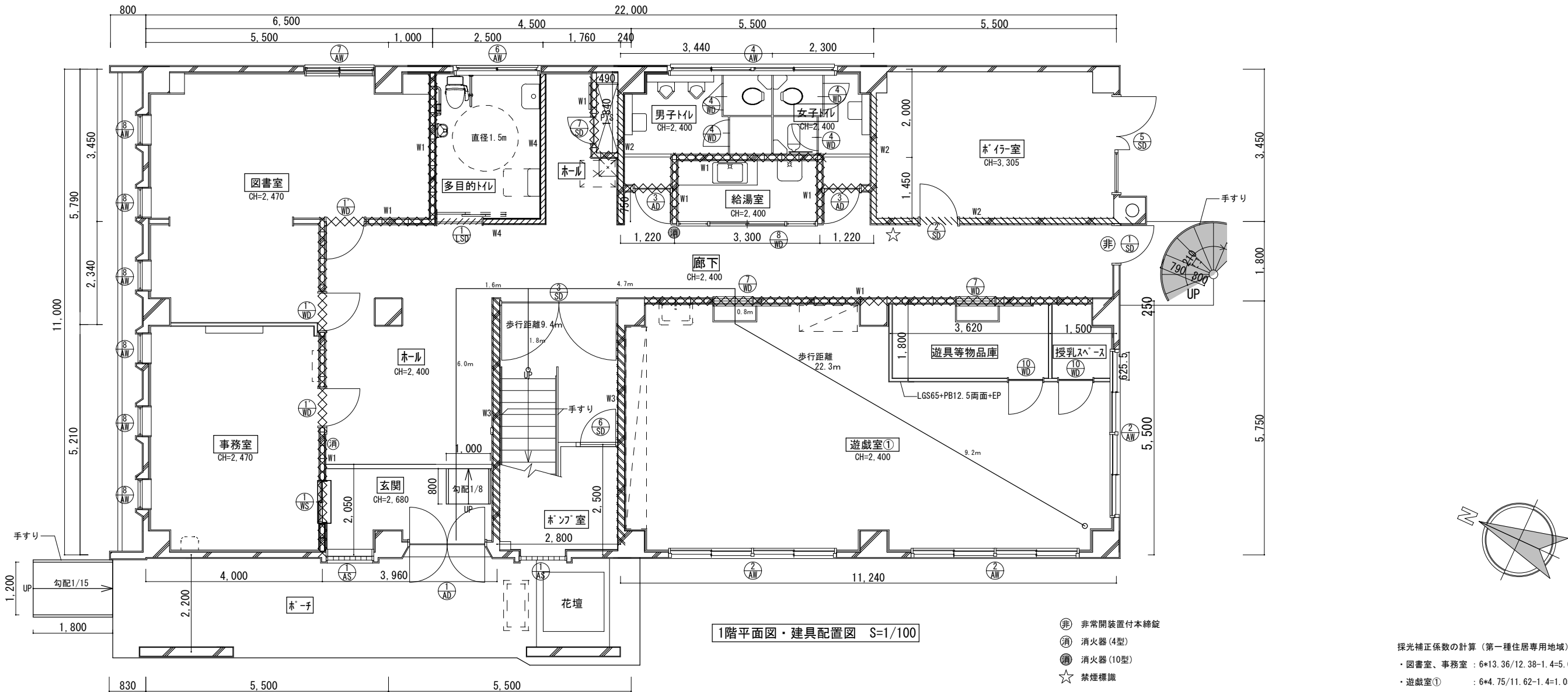
協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、小樽市と指定管理者双方が誠意を持って協議するものとします。

問合せ先

小樽市こども未来部子育て支援課放課後児童係 担当 宮田
小樽市花園2丁目12番1号 小樽市役所別館5階
電 話 0134-32-4111（内線416）
F A X 0134-31-7031
メールアドレス hokago-jido@city.otaru.lg.jp

兒童館





採光補正係数の計算（第一種住居専用地域）6d/h-1.4

・図書室、事務室：6*13.36/12.38-1.4=5.07→3

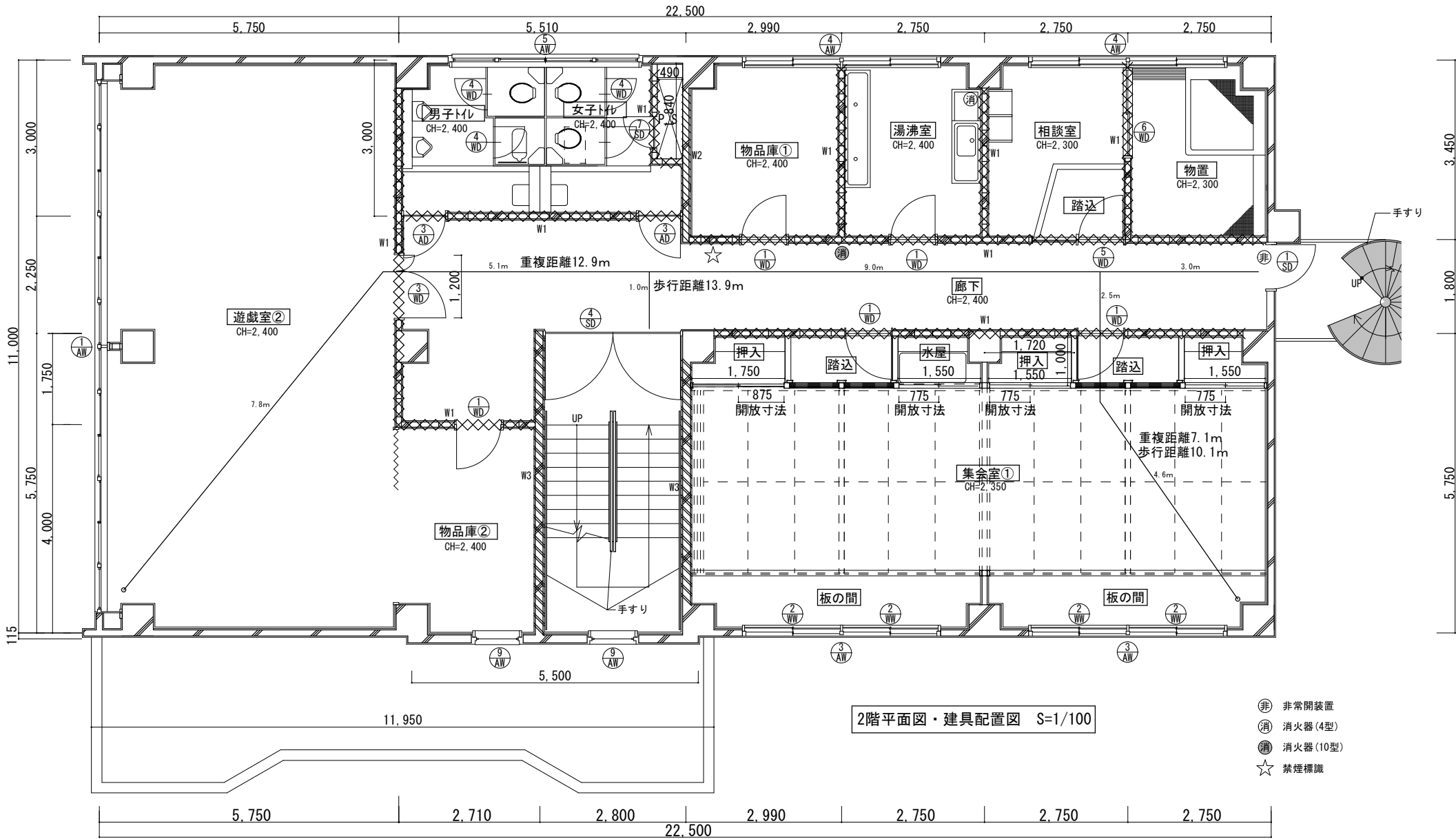
・遊戯室①：6*4.75/11.62-1.4=1.05

凡 例	
	：防火上主要な間仕切壁 コンクリートブロック造壁W100
	：防火上主要な間仕切壁 鉄筋コンクリート造壁W120
	：防火上主要な間仕切壁 鉄筋コンクリート造壁W150
	：防火上主要な間仕切壁 LGS100+両面t12.5強化PB2重張り【認定番号：FP060NP-0483 (1)】

- ・全ての部屋の室内に面する壁の仕上は準不燃材料とする
- ・防火上主要な間仕切壁は天井裏（構造体）まで施工する
- ・各居室の出入口には段差を設けない
- ・カーテン、のれん、じゅうたん等は、防災物品を使用する
- ・各階の厨房設備等は小樽市火災予防条例に従い設置する
- ※外壁の開口部については既存のまま
- ※延焼のおそれのある部分の開口部については防火設備（既存のまま）
- ※PS内ガス管と電気管を併設しているが、電気設備に防爆措置を講じている。
- ※開口部は避難時、鍵などを用いずに容易に開錠できる設備
- ※多目的トイレの出入口は段差なし
- ※W4(防火上主要な間仕切壁)を貫通する給排水管及び配電管と防火区画との隙間を不燃材（モルタルまたはロックウール）で埋める。
- ※W4は不燃材料で造られており、「貫通部分からそれぞれ両側に1m以内の距離にある部分を不燃材料で造る」というの規定に適合している。

とみおか児童館（採光・換気・排煙）																								
階	室 名	床面積計算式	床面積 (m ²)	必要 採光面積 (m ²)	有効採光面積 (m ²)	判定	必要 換気面積 (m ²)	有効換気面積 (m ²)	判定	必要 排煙面積 (m ²)	排煙免除規定										有効排煙面積 (m ²)	判定		
											令126の2-1		告1436-4-ハ					令126 の 2-1	告1436-4					
											-1	-3	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)		-ホ	-ロ	-ハ			
1	玄 関 ホ ー ル 廊 下 給 湯 室	3.96*2.05 +3.96*5.5 +14.04*1.8 +1.76*3.45 +1.22*0.75*2 +3.3*1.45	67.86							1.62													(SD1) 0.85*0.675=0.57 (AD1) 1.7*0.22=0.37 (AW4) 0.9*0.55*2=0.99 計 1.93	OK
	男子トイレ 女子トイレ	5.74*2.0 +1.22*0.7*2	13.188																					
	事 務 室	4.00*5.21	20.84	2.98	(AW8)*3か所 0.65*1.5*係数3*3=8.78	OK	1.04	(AW8)*3か所 0.65*1.5*3=2.93	OK	0.41													(AW8)*3か所 0.65*0.78*3=1.52	OK
	図 書 室	4.00*2.34 +6.50*3.45	31.79	4.54	(AW8)*3か所 0.65*1.5*係数3*3=8.78	OK	1.59	(AW8)*3か所 0.65*1.5*3=2.93	OK	0.63													(AW8)*3か所 0.65*0.78*3=1.52	OK
	多目的トイレ	2.5*3.45	8.63							0.17													(AW6) 0.9*0.55=0.495	OK
	ポイラー室	5.50*3.45	18.98													○								
	遊 戯 室 ①	11.24*5.75 -5.12*1.8	55.41	7.91	(AW2)*3か所 3.6*1.5*係数1.05*3=17.01	OK	2.77	(AW2)*3か所 1.80*1.5*3=8.1	OK	1.23													(AW2)*2か所 1.80*0.8*2=2.88	OK
	遊具等物品庫	3.62*1.8	6.51																					
	授乳スペース	1.5*1.8	2.7							0.05													(AW2) 0.6*0.8=0.48	OK
	ポ ン プ 室	2.80*2.50	7.0													○								
階 段		9.092																						

設計者：一級建築士 真鍋 礼秀 大登登録 第289208号	工事名	とみおか児童館移転改修工事	令和 7 年 月 日		課 長	係 長	係	係	設計図名称	1階平面図・建具配置図	1/100	A2 号
			小樽市建設部建築住宅課		真鍋	西野	花田	佐藤		法規チェック図	-	



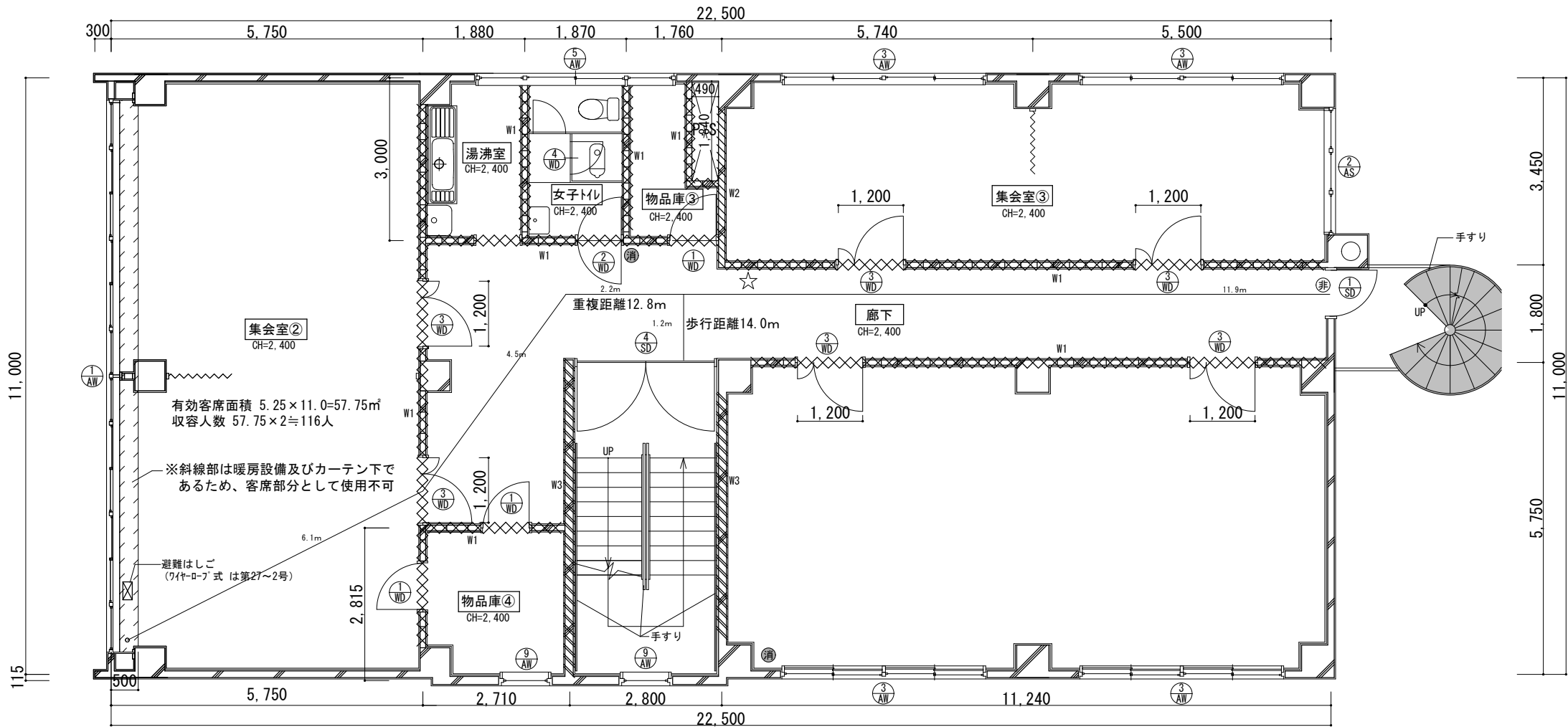
採光補正係数の計算（第一種住居専用地域）6d/h-1.4
・遊戯室②、物品庫②：6*13.36/9.1-1.4=7.41→3
・集會室①：6*4.75/8.32-1.4=2.03

凡 例	
	: 防火上主要な間仕切壁 コンクリートブロック造壁W100
	: 防火上主要な間仕切壁 鉄筋コンクリート造壁W120
	: 防火上主要な間仕切壁 鉄筋コンクリート造壁W150

- ・全ての部屋の室内に面する壁の仕上は準不燃材料とする
 - ・防火上主要な間仕切壁は天井裏（構造体）まで施工する
 - ・各居室の出入口には段差を設けない
 - ・カーテン、のれん、じゅうたん等は、防災物品を使用する
 - ・各階の厨房設備等は小樽市火災予防条例に従い設置する
- ※外壁の開口部については既存のまま
※延焼のおそれのある部分の開口部については防火設備（既存のまま）
※PS内ガス管と電気管を併設しているが、電気設備に防爆措置を講じている。
※開口部は避難時、鍵などをを用いずに容易に開錠できる設備

とみおか児童館（採光・換気・排煙）																						
階	室 名	床面積計算式	床面積 (m ²)	必要 採光面積 (m ²)	有効採光面積 (m ²)	判定	必要 換気面積 (m ²)	有効換気面積 (m ²)	判定	必要 排煙面積 (m ²)	排煙免除規定										有効排煙面積 (m ²)	判定
											令126の2-1 告1436-4-ハ											
											令126の2-1		告1436-4-ハ						令126の2-1			
											-1	-3	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	-ホ	-ハ			
2	遊 戯 室 ②	5.75*11.0	74.4	10.63	(AW1) 9.6*1.4*係数3=40.32	OK	3.72	(AW1) 0.8*1.4*4=4.48	OK	1.48											(AW1) 0.9*0.75*4=2.4	OK
	物 品 庫 ②	+2.71*4.115																				
	男 子 ト イ レ	5.51*3.00	16.53							1.07											(AW5) 2.5*0.55=1.375	OK
	女 子 ト イ レ																				(SD1) 0.85*0.675=0.57	
	廊 下	11.24*1.8 +5.51*2.25 +2.71*1.75	37.37																		計 1.945	
	物 品 庫 ①	2.99*3.45	10.32							0.20											(AW4) 0.9*0.55=0.495	OK
	湯 沸 室	2.75*3.45	9.49							0.18											(AW4) 0.9*0.55=0.495	OK
	相 談 室	2.75*3.45	9.49							0.18											(AW4) 0.9*0.55=0.495	OK
物 置	2.75*3.45	9.49							0.18											(AW4) 0.9*0.55=0.495	OK	
集 会 室 ①	11.24*5.75	64.63	9.23	(AW3)*2か所 3.6*1.4*係数2.03*2=20.46	OK	3.23	(AW3)*2か所 0.9*1.4*2*2=5.04	OK	1.29											(AW3)*2か所 0.9*0.8*2*2=2.88	OK	
押 入																						
水 屋																						
階 段			16.41																			

設計者：一級建築士 真鍋 礼秀 大臣登録 第289208号	工事名	とみおか児童館移転改修工事	令和 6 年 月 日	課 長	係 長	係	係	設計図名称	2階平面図・建具配置図	1/100	A3 号
			小樽市建設部建築住宅課	真鍋	西野	花田	佐藤		法規チェック図	-	



3階平面図・建具配置図 S=1/100

- 非常開装置
- 消火器 (4型)
- 消火器 (10型)
- 禁煙標識

採光補正係数の計算（第一種住居専用地域）6d/h-1.4

- 集会室② : 6*13.36/5.9-1.4=12.19→3
- 集会室③ : 6*5/5.57-1.4=3.99→3

凡 例	
	: 防火上主要な間仕切壁 コンクリートブロック造壁W100
	: 防火上主要な間仕切壁 鉄筋コンクリート造壁W120
	: 防火上主要な間仕切壁 鉄筋コンクリート造壁W150

- 全ての部屋の室内に面する壁の仕上は準不燃材料とする
- 防火上主要な間仕切壁は天井裏（構造体）まで施工する
- 各居室の出入口には段差を設けない
- カーテン、のれん、じゅうたん等は、防災物品を使用する
- 各階の厨房設備等は小樽市火災予防条例に従い設置する
- ※外壁の開口部については既存のまま
- ※延焼のおそれのある部分の開口部については防火設備（既存のまま）
- ※PS内ガス管と電気管を併設しているが、電気設備に防爆措置を講じている。
- ※開口部は避難時、鍵などを用いずに容易に開錠できる設備

とみおか児童館（採光・換気・排煙）																									
階	室 名	床面積計算式	床面積 (m ²)	必要 採光面積 (m ²)	有効採光面積 (m ²)	判定	必要 換気面積 (m ²)	有効換気面積 (m ²)	判定	必要 排煙面積 (m ²)	排煙免除規定										有効排煙面積 (m ²)	判定			
											令126の2-1		告1436-4-ハ					令126 の 2-1	告1436-4						
											-1	-3	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)		-ホ	-ロ			-ハ		
3	集会室②	5.75*11.0	63.25	9.04	(AW1) 9.6*1.4*係数3=40.32	OK	3.16	(AW1) 0.8*1.4*4=4.48	OK	1.26													(AW1) 0.8*0.75*4=2.4	OK	
	物品庫④	2.71*2.815	7.63							0.15													(AW9) 0.8*0.75=0.6	OK	
	物品庫③	1.76*3.0	5.28							0.10													(AW5) 0.8*0.55=0.44	OK	
	集会室③	11.24*3.45	38.78	5.54	(AS2) (0.703*1.05*6)*係数3=13.28	OK	1.94	(AW3)*2か所 0.9*1.4*2*2=5.04	OK	0.77													(AW3)*2か所 0.9*0.8*2*2=2.88	OK	
	階 段		16.41																						
	廊 下	16.75*1.8 +5.51*0.45 +2.71*3.05	40.90							1.03														(SD1) 0.85*0.675=0.57 (AW5) 0.9*0.55=0.495 (AW5) 0.8*0.55=0.44 計 1.505	OK
	女子トイレ	1.87*3.0	5.61																						
	湯 沸 室	1.88*3.0	5.64																						

小樽市塩谷児童センター

